

東京都暑さ対策グッズコンテスト

応募要領

募集期間

令和8（2026）年1月30日～3月22日

1 東京都暑さ対策グッズコンテスト開催の趣旨

近年、気候変動による猛暑の影響を受け、熱中症のリスクが年々高まっています。東京都は2050東京戦略において「命を守る熱中症対策」を目標に掲げ、様々な熱中症対策を推進しています。

このたび、優れた暑さ対策グッズを広く募集し、厳正な審査を経て選定・表彰することで、都民が健康で安全に夏を過ごせる社会を実現していくため、東京都暑さ対策グッズコンテスト（以下「グッズコンテスト」という。）を開催します。多様な使用環境や対象者に適した暑さ対策グッズの普及を通じて、熱中症対策の重要性を広く発信し、暑さ対策の普及と機運の高まりを促進することにより、安心して暮らせる都市づくりへの貢献を目指します。

2 応募対象商品等

(1) 部門

応募対象商品は、次の4部門に該当するものとします。

なお、1商品又は1シリーズにつき1部門のみ申請可能です。

ア 日陰づくり部門

直射日光を遮り、体感温度の上昇を抑えるアイテム

イ 水分・塩分補給部門

脱水・電解質不足を防ぐアイテム

ウ 体温冷却・調節部門

皮膚温や深部体温の上昇を抑えるアイテム

エ 測定・見守り部門

暑さの「見える化」と注意喚起・見守りを行うアイテム

(2) 応募対象商品

ア 令和8年4月1日時点で一般ユーザーが購入又は利用することができる、個人が身につける又は持ち運ぶことができ、熱中症対策に資する物品又はサービスを対象とします。ただし、測定・見守り部門に限り、エアコンなどの設置型家電についても対象とします。（微細ミスト、日よけ、環境性能舗装(遮熱性能又は保水性能)、建物（住宅以外）への遮熱性塗装その他暑熱対応設備やアイデアのみは対象外です。）

部門	対象となる商品例	対象外となる商品例
ア 日陰づくり部門	日傘、遮光帽子	オーニング、設置型パラソル、日よけターフ、テント
イ 水分・塩分補給部門	経口補水液、塩タブレット、水筒	ウォーターサーバー、冷蔵庫 ※持ち運べる小型のものを除く。

ウ 体温冷却・調節 部門	ファン付きウェア、ペル チェ式ベスト、持ち運 び可能な冷却機器	プール、ドライ型ミスト、エアコ ン、冷風機 ※持ち運べる小型ものを除く。
エ 測定・見守り 部門	WBGT 計、温湿度計、 見守りアプリ、見守り 機能付きエアコン・リ モコン	黒球湿球計（持ち運べるものを除 く。）、拡声器、サイレン

イ 商標、実用新案、意匠権などの諸権利に抵触しないこと。各安全基準、表示基準をクリアしていること。

ウ 法律や公序良俗に反するなど、グッズコンテストの趣旨や目的に合致しないと判断するものについては、応募を受理しない場合があります。

(3) シリーズ物の場合の取扱い

1 商品 1 申請だけでなく、1 シリーズを 1 申請として応募することもできます。

シリーズ申請の場合、審査時に書類に不備があるアイテムが 1 点でも含まれていると全てのアイテムが不合格となりますので、御注意ください。

3 スケジュール

応募 期 間	1月30日(金曜日)	応募受付開始
	3月22日(日曜日)	応募受付締切
一 次 審 査	審査委員会による第一次審査期間(書類審査)	
	4月下旬	一次審査結果通知
二 次 審 査	5月上旬に都民投票による第二次審査期間	
	5月1日(金曜日)から10日(日曜日)まで、都民が投票	
	5月2日(土曜日)から7日(木曜日)まで都庁舎にてパネル展示し、都民が投票	
	5月2日(土曜日)から10日(日曜日)まで区部および多摩地域の2会場で、各会場3日間程度展示を行う予定	
イ ベ ン ト	受賞イベント:5月下旬	受賞発表(グランプリ、イノベーション賞、ユーザビリティ賞、審査員特別賞、奨励賞)
	受賞グッズ展示イベント:7月15日(水曜日)から17日(金曜日)まで 会場:東京ビッグサイト 東展示棟「猛暑対策展」	

4 応募資格

応募者は、次の要件を両方満たす必要があります。ただし、暴力団等の反社会的勢力に関係する個人、法人及び団体等には、応募資格がありません。

- (1) 都内に販売店・代理店を有し、又は都内での販売実績若しくは販売予定があること。
- (2) 事業主体者（提供責任者）、デザイン事業者等であること（複数関与の場合は連名応募可）。

5 応募方法

応募者は、主催者が用意するウェブサイト（以下「エントリーサイト」という。）を通じて応募対象商品や応募者の登録等所定の手続きを行い、応募を確定します。

(1) 受付期間

令和 8（2026）年 1 月 30 日（金曜日）から 3 月 22 日（日曜日）まで

(2) 応募時の登録事項等

アからウまでの内容は、第一次審査における審査に利用されます。

また、ア（ア）から（キ）までは、第二次審査において都民が投票する際に、都民へ公開されます。

ア 商品情報

(ア) 応募対象商品の一般名称（例：ネッククーラー、スポーツドリンクなど）

日本語（ふりがな）

(イ) 応募対象商品の固有名称（具体的な商品名、ブランド名など）

日本語（ふりがな）、英語

(ウ) 商品紹介用のキャッチコピー

商品の簡単な紹介文

(エ) 基本情報

商品等の概要説明（特徴、用途、創意工夫、ユーザビリティなど）

(オ) 商品等のメイン画像（JPEG 画像、1 枚のみ）

(カ) 小売予定価格（税込）

※オープン価格の場合でも、可能な限り希望小売価格を明記してください。

(キ) 商品等の紹介されているホームページの URL

(ク) 詳細情報

商品等の詳細説明（有効性、創意工夫、ユーザビリティ、持続可能性など）

(ケ) 販売開始日

イ 応募者情報（連名での応募の場合は、代表者の情報を入力の上、その他の応募者の情報は備考欄に御記入ください。）

(ア) 会社名・団体名

(イ) 会社・団体の URL

(ウ) 事業所所在地

(エ) 担当者氏名

(オ) 担当者連絡先（電話番号・メールアドレス）

ウ 添付資料

(ア) 応募要領4(1)を満たすことを示す書類

(イ) 熱中症対策に資する科学的根拠資料（試験成績書・第三者機関証明書等）

(ウ) 品質、性能、安全性等に関する第三者機関又は自社の試験成績書の写し（該当商品の場合）

(エ) 食品衛生法等の適合証明書（該当商品の場合）

(オ) その他商品の長を根拠付けるもの

(3) エントリーサイト

「東京都熱中症対策ポータル」内に応募専用ページを設けます。

URL : <https://wbgt.metro.tokyo.lg.jp/>

6 応募に関する留意事項

(1) 応募カテゴリーと審査について

審査は応募時に応募者が選択した応募カテゴリーに則して行いますが、審査委員会の判断により予告なくカテゴリーを移動する場合があります。

(2) 応募内容の変更について

仕様及びバリエーション構成の変更は、原則として募集締め切り後は認めません。ただし、改良（バージョンアップ）と、アイテム又は原材料の高騰等による価格変更は、事前に申請があれば可能です。

(3) 複数カテゴリーへの応募について

同一の応募対象商品を複数の応募カテゴリーに応募することはできません。

(4) 審査不可能と判断された応募対象商品の扱い

応募対象商品について、審査体制が十分に整わない等の理由により審査委員会が審査不可能と判断する場合があります。この場合、主催者は、該当する応募対象商品を審査より除外し、応募者に速やかに通知します。

(5) 応募の取り下げ

応募者は、特定の応募対象商品について、審査の継続が難しくなった場合、応募手続完了後から令和8年3月31日（火曜日）午後1時までの期間に応募を取り下げることができます。この場合、応募者は主催者に、エントリーサイト「お問合せ」フォームからの連絡又はEメール等による連絡を行ってください。主催者の確認・返信をもって応募の取り下げが完了となります。

なお、応募に関するデータや必要書類のデータは、応募の取り下げ完了後に適切に削除いたします。

7 審査

(1) 第一次審査

令和8年4月上旬に、医師、工業デザイナーの専門家等により構成する審査委員会により、書類審査を実施します。

なお、審査委員会が希望する審査資料（例えばPL保険証、登記証明等）の提出を求める場合があります。

(2) 第二次審査

令和8年5月1日（金曜日）から10日（日曜日）まで、インターネット等により、都民が投票します。

また、都庁舎でのパネル展示や都内2か所（東京都23区内及び多摩地域各1箇所ずつ）で、パネルと現物の展示を行います。

(3) 評価基準

下表の評価基準により審査します。

カテゴリー	概要
① 有効性	熱中症予防への実効性・科学的根拠
② 創意工夫	新しい工夫やアイデア
③ ユーザビリティ	デザイン性、使いやすさ、携帯性、安全性
④ 持続可能性	環境負荷、再利用、長期使用、ユニバーサルデザイン、カーボンフットプリント

(4) 表彰カテゴリー（4部門12商品から各賞を表彰）

- ア グランプリ 総合評価が最も高い商品に授与
- イ イノベーション賞 先進性に優れた商品に授与
- ウ ユーザビリティ賞 使いやすさ・安全性に優れた商品に授与
- エ 審査員特別賞 独自性や社会的意義が高い商品に授与
- オ 奨励賞 上記各賞受賞以外の第一次審査通過商品に授与

8 受賞イベント

審査結果は、5月下旬に東京都庁内で開催される東京都暑さ対策グッズコンテスト受賞イベントにおいて発表されます。第一次審査を通過した応募者は、必ず出席し、ショート・プレゼンテーションを実施してください。

9 展示イベント

第一次審査を通過したグッズについて、令和8年7月15日(水曜日)から17日(金曜日)まで、東京ビッグサイトにおいて開催される猛暑対策展で展示します。

10 商品の提供

第一次審査通過者は、応募対象商品の実物等の提供をお願いします。

当該商品は、第二次審査展示会場（都内（区部・多摩）2か所）・受賞イベント会場（都庁舎）及び受賞グッズ展示イベントにおいて、展示を行います。

なお、原則として、受賞グッズ展示イベント終了後に返却します。

11 普及啓発等

第一次審査を通過したグッズについて、東京都熱中症対策ポータルサイト、東京都公式SNS等で紹介します。第一次審査を通過しなかった応募対象商品についても7（3）①有効性が確認できたものは、東京都熱中症対策ポータルサイトで紹介します。

12 情報の取扱いについて

（1）権利の帰属

応募者から提供された応募対象商品に関する情報の著作権は、応募者に帰属します。ただし、主催者はグッズコンテストの審査及び受賞内容の告知・広報等を含めた活動に限り、その情報を使用できるものとし、応募者はこれに同意するものとし、また、その目的及び態様に照らして必要が認められる場合に限り、情報の改変を行うことができるものとし、応募者はこれに同意するものとし、

また、その目的及び態様に照らして必要が認められる場合に限り、情報の改変を行うことができるものとし、応募者はこれに同意するものとし、

（2）情報の公開

主催者は、応募者から提供された応募対象商品についての情報のうち、5（2）ア（ア）から（キ）まで及びイ（ア）の項目について、東京都熱中症対策ポータルサイト等を通じて情報公開を行います。それ以外の項目に登録された情報については非公開とし、審査においてのみ使用するものとし、

なお、公開情報については、適宜グッズコンテストの広報活動等に使用することがあります。ただし、主催者は、受賞に至らなかった理由を含め、個別の審査内容に関する情報の開示請求には対応しません。

（3）個人情報（応募者情報）の取扱い

ア 利用目的

グッズコンテストの事務連絡や審査、運営管理のために使用します。

イ 第三者への提供

（ア）目的

グッズコンテストの審査に係る情報提供（主催者が指定する業務委託先に限る。）

（イ）項目

担当者氏名、連絡先

（ウ）手段

電子データ、プリントアウトした用紙

13 準拠法及び管轄裁判所について

グッズコンテストの応募に関する一切の事項について、その準拠法は日本国法とします。応募者及び主催者は、グッズコンテストへの応募に関して生ずることがある全ての紛争、論争又は意見の相違に関して次の選択ができます。

(1) 裁判による解決

第1審の専属管轄裁判所は東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

(2) 仲裁による解決

一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとします。仲裁地は東京（日本）又は東京の商事仲裁協会とします。